

審 査 基 準

基準の名称	訓練手当受給資格の認定基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
徳島県訓練手当支給規則	9	受給資格の認定
基 準 の 内 容		
<p>訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を含む。以下同じ。）を公共職業安定所（職場適応訓練以外の職業訓練にあつては、県内に所在する公共職業安定所に限る。）の長の指示により受けているものに対して、支給する。</p> <p>一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十二條の規定による中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者</p> <p>二 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十五條第一項に規定する広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所の長により認定された者</p> <p>三 激甚な災害を受けた地域において就業していた者であつて、当該災害により離職を余儀なくされたもの</p> <p>四 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校（幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）を除く。）、同法第二百四條に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五條の七第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七條第一項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていないもの（当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。）</p> <p>五 へき地又は離島に居住している者</p> <p>六 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一條の四第一項第七号イ（1）から（4）までのいずれにも該当する者</p> <p>七 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二條第四号に規定する知的障害者であつて、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所の長により認定されたもの</p> <p>八 障害者の雇用の促進等に関する法律第二條第六号に規定する精神障害者のうち、公共職業安定所による職業のあっせんを受けることが適当であると公共職業安定所の長により認定されたもの</p> <p>九 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第二條第二項第八号に規定する者</p> <p>十 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四條第一項に規定する児童扶養手当を受けている者であつて、同項第二号に規定する児童の父であるもののうち、当該児童が同号に該当することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者</p> <p>十一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十條の永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等であつて、本邦に永住帰国した日から起算して十年を経過していないもの</p> <p>十二 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二條第一項第五号に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して十年を経過していないもの及び同号に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>十三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行</p>		

規則附則第二条第一項第二号に規定する者

十四 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）

第四条第一項又は国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年労働省令第三十号）第三条の二の規定による漁業離職者求職手帳の発給を受けている者

十五 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第十六条第一項若しくは第二項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和五十六年労働省令第三十八号）第一条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の発給を受けている者

十六 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第一項第六号に規定する港湾運送事業離職者

2 訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の職業に就こうとする農業従事者（他の安定した職業に就いているものを除く。）で労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第一項第七号イ（2）及び（4）に該当するものであって、公共職業能力開発施設を行う同令第二条第三項に規定する短期課程の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所の長の指示により職場適応訓練を受けているものに対して、支給する。

3 訓練手当の支給を受けることができる者が、同一の理由により、雇用保険法の規定による求職者給付及び就職促進給付その他法令又は他の規則の規定による訓練手当に相当する給付（以下「雇用保険基本手当等」という。）の支給を受けることができる場合には、当該支給理由によっては、訓練手当は支給しないものとする。ただし、その者が受ける雇用保険基本手当等（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第二条第二項第一号から第八号の四までのいずれかに該当する者にあつては、雇用保険法第十六条の規定による基本手当又は同法第三十七条の規定による傷病手当を除く。）の額が徳島県訓練手当支給規則に定める当該給付に対応する訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。